

各 位

会 社 名	東 京 コ ス モ ス 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 門 田 泰 人 (コード番号：6772 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 西 立 野 竜 史 (T E L 046-253-2111)

(変更) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する 公開買付けの開始予定に係る意見の変更のお知らせ

2025 年 6 月 10 日付で当社が公表した「Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(2025 年 6 月 13 日付「(訂正) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」による訂正を含み、以下「2025 年 6 月 10 日付当社プレスリリース」といいます。)において公表いたしましたとおり、当社は、同日開催の取締役会において、Bourns Japan Holdings LLC (以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を含む当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引 (以下「本取引」といいます。)に関して、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨 (以下「原意見表明」といいます。)の決議をしておりました。

しかし、当社は、その後に生じた当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、原意見表明に係る意見の内容について、下記のとおり、本日開催の取締役会において、当社が設置した本特別委員会 (2025 年 6 月 10 日付当社プレスリリースにおいて定義された意味と同一の意味を有します。以下同じです。)の答申 (以下「本答申」といいます。)の内容 (本特別委員会からの答申の詳細については下記「2. 本特別委員会による再答申の内容」をご参照ください。)を最大限に尊重して、原意見表明を変更し、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本公開買付けが開始された場合には、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することを、いずれも撤回し、差し控えること (以下「再意見表明」といいます。)を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 再意見表明に係る意思決定の過程及び理由

上述のとおり、当社は、本取引に関して、2025 年 6 月 10 日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨 (原意見表明)の決議をしておりました。

しかし、その後、2025 年 6 月 24 日に開催された当社の 2025 年度 (第 68 回) 定時株主総会 (以下「2025 年度定時株主総会」といいます。)において、代表取締役を含む従前の当社取締役 (監査等委員である取締役を除きます。)4 名が退任となり、当社の大株主である Global ESG Strategy 及び成成株式会社 (以下「成成」といいます。)による株主提案に係る新任取締役 8 名が選任され、2025 年定時株主総会後の取締役会において、新たな代表取締役が選定されました。このような当社の新たな経営体制において、本取引の意義や 2025 年 6 月 10 日以降に生じた当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、従前の経営体制において判断された原意見表明に係る賛同・応募推奨の決議の妥当性について、改めて、検討を行っていたところ、2025 年 7 月 7 日に開催された本特別委員会において、当社の門田泰人代表取締役が、当社の大株主である Global ESG Strategy 及び Global ESG Strategy 2 (以下、「GES 等」といい、成成と総称して「本大株主」といいます。)との間の投資一任契約に基づき、GES 等が投資をするのに必要な権限を有する Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd. (以下「SAFS」といいます。)(2025 年 6 月 30 日提出の変更報告書によると、保有株券等の数は 404,600 株)の最高投資責任者の立場から、GES 等が所有する当社株式の一切について、本公開買付けに対し応募する意向がなく、かつ、本公開買付けの条件の変更 (本公開買付け価格の増額等)によっても当社株式の一切について応募しない意向である旨を明らかにしました。また、成成 (2025 年 7 月 2 日提出の変更報告書によると、同社の保有株券等の数は 265,400 株)が、2025 年 7 月 7 日、その代理人弁護士を通じて、成成が保有する当社株式の一切

について、本公開買付けに対し応募する意向がなく、かつ、本公開買付けの条件の変更（本公開買付け価格の増額等）によっても当社株式の一切について応募しない意向である旨を明らかにしました。本公開買付けには買付予定数の下限（894,500株）が設定されており、当社の2025年3月期決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（1,581,250株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（229,578株）を控除した株式数（1,351,672株）を踏まえると、本大株主（保有株券等の数は合計670,000株）のいずれもが本公開買付けに応募しない場合、他の当社の株主の応募状況にかかわらず、本公開買付けに応募される株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限を満たさない結果、本公開買付けは成立しません。

このような状況において、本大株主の意向が明らかになった現時点においては、本公開買付けが成立する見込みが認められないことから、本特別委員会は、2025年7月10日、本公開買付けに対する賛同意見の表明及び本公開買付けへの応募推奨が妥当である旨の6月10日付答申を撤回する必要があると判断し、2025年7月10日に開催された本特別委員会において、その旨を当社に対して通知しました（以下「本通知」といいます。）。また、当社は、同日、公開買付者に対して、本通知における本特別委員会の方針を伝えた上で、本公開買付けを開始する意向の有無を確認する書簡を送付しました。その後、当社は、2025年7月11日、公開買付者から、本特別委員会の上記方針を踏まえた当社の対応方針等を確認する書簡を受領しました。

その後、本特別委員会は、2025年7月14日、当社に対し、本答申と大要同旨の内容を記載した暫定版答申書を送付しました。これを受けて、当社は、2025年7月15日、改めて公開買付者に対し、当社取締役会は、本特別委員会の答申意見を最大限尊重する必要があるため、正当な理由がない限り、当該答申意見を踏まえて意見を変更する可能性があることなどを記載した書簡を送付しました。その後、当社は、現在に至るまで、上記の2025年7月10日に公開買付者に送付した書簡記載の、本公開買付けを開始する意向の有無について、公開買付者から回答を得ておりません。そこで、当社は、本大株主の意向が明らかになり、本公開買付けが成立する見込みが認められないことから、当社の原意見表明を確定的に見直すべきであると考え、2025年7月17日、本特別委員会に対し、確定版の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を求め、同日、本特別委員会から本答申書を受領するに至りました。

当社取締役会は、本日、本答申書を最大限に尊重して、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することを、いずれも撤回し、差し控えることを決議いたしました。

上記取締役会決議において、代表取締役門田泰人氏は、当社の大株主であるGES等の代表者ディレクターを兼務しており、また、同じく新たに選任された取締役会長李秀鵬、専務取締役大河内尚志及び取締役黄聖遼は、当社の大株主である成成を支配下に置く大連鵬成グループの支配下にある関係会社の代表取締役ないし取締役等、役員に相当する職務を兼務していることから、公開買付者による本公開買付けに係る意見表明等を行うことについて一定の利害関係が生じうるため、当該4名は、いずれも当社との利益相反回避の観点から、本日開催の取締役会に出席したものの、本議案の審議及び決議には参加しませんでした。

なお、公開買付者は、公開買付者が2025年6月10日付で当社との間で締結した公開買付契約（Tender Offer Agreement、以下「本公開買付契約」といいます。本公開買付契約の詳細は、2025年6月10日付当社プレスリリースの「（6）本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、一定の前提条件（注）（以下「本前提条件」といいます。）が充足され又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しているとのことです。

（注）以下は前提条件の一部抜粋です。

- ① 当社取締役会により、本公開買付けに賛同し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議（以下「本賛同決議」といいます。）がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと
- ② 特別委員会において、当社取締役会が本賛同決議をすべき旨の適法かつ有効な答申が行われており、かつ、当該答申が当社のプレスリリースを通じて公表され、かつ、撤回又は変更されていないこと

上述のとおり、当社は、原意見表明を変更し、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することを、いずれも撤回し、差し控えること（再意見表明）を決議いたしました。これにより、本日時点で、本前提条件が充足されないことになり、公開買付者が本前提条件を放棄するなどしない限り、本公開買付けが実施されない可能性があります。

また、公開買付者は、2025 年 6 月 10 日付で、当社との間で締結しております本公開買付契約（本公開買付契約の詳細については、2025 年 6 月 10 日付当社プレスリリース「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）において、以下の事項を合意しております。

当社は、本公開買付契約締結後、公開買付期間の 5 営業日前までに、（ア）公開買付者以外の第三者により、1 株当たりの買付価格が本公開買付価格の 102.00%を上回る対価による当社株式の公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合、又は、1 株当たりの買付価格が本公開買付価格の 102.00%を上回る対価により当社株式を公開買付けによって取得する予定である旨の公開買付けの予告が公表された場合（当社株式取得のために必要な資金調達が合理的に見込まれ、かつ、当社株式取得のために必要な法令等の承認や手続が合理的な期間内に完了すると見込まれる場合に限る。以下、対抗公開買付けと合わせて「対抗提案」と総称します。）（但し、いずれの場合においても、①上限の定めがなく、かつ、②対抗提案に係る公開買付け完了後の当社の議決権の 3 分の 2 以上を確保するための下限が設定されているものに限ります。）であって、（イ）①当社の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、本賛同決議を維持することが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断するとともに、②本特別委員会が本賛同決議の取下げ又は変更を推奨するときには、当該弁護士の意見を公開買付者に開示した上で、公開買付者との間で本公開買付けの買付価格の変更に関する協議をすることを提案することができること。さらに、当該提案後 5 営業日後の日又は公開買付期間の末日のいずれか早い日までに、公開買付者が、本公開買付の買付価格を対抗提案が提示する公開買付価格と同額にする、又は、これを超える価格に引き上げる旨の変更を行わない場合には、公開買付者に対して「ブレイクアップ・フィー」として、公開買付者が本取引のために要した費用に相当する額（最大 3 百万米ドル（又は支払時の為替レートに基づく同額の日本円））の支払を条件として、当社は、本賛同決議の変更又は撤回を行うことができること。

この点、当社取締役会による再意見表明により、本前提条件が充足されず、本公開買付けが実施されない可能性があります。が、上記ブレイクアップ・フィーは、少なくとも、本公開買付契約締結後、公開買付期間の 5 営業日前までに対抗提案が公表された場合において、当社が本賛同決議の取下げ又は変更があったときに生じ得るものであるため、再意見表明によって、ブレイクアップ・フィーが生じることはないと考えております。

2. 本特別委員会による再答申の内容

本特別委員会は、2025 年 6 月 10 日付で当社取締役会に対して答申書（以下「原答申書」といいます。）を提出しましたが、上述のとおり、本大株主の意向が明らかになった現時点においては、本公開買付けが成立する見込みが認められないことから、本特別委員会は、本公開買付けに対する賛同意見の表明及び本公開買付けへの応募推奨が妥当である旨の 6 月 10 日付答申を撤回する必要があると判断し、2025 年 7 月 10 日に開催された本本特別委員会において、その旨を当社に対して通知しました。その後、本特別委員会は、2025 年 7 月 14 日、当社に対し、本答申書と大要同旨の暫定版答申書を送付し、2025 年 7 月 17 日、本答申書をもって、答申意見を確定するに至りました。

本特別委員会は、上記のとおり、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、以下のとおり、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することはいずれも差し控えるのが妥当と考えるに至りました。

本答申書について、原答申書からの主な変更点は以下のとおりです。

（１）本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）について

原答申書においては、本取引は当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると意見を述べた。しかし、その後、上記のとおり、2025 年度定時株主総会における当社の経営体制の大幅な変更とともに、本大株主が本公開買付けに対し応募する意向がない旨を明らかにした結果、現時点においては、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本取引の目的が正当性・合理性を有するとの意見を述べることは差し控えるのが妥当と考える。

（２）本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の公正性・妥当性について

原答申書においては、本公開買付けの公開買付価格（1株当たり8,075円。以下「本公開買付価格」という。）が、独立した第三者算定機関として当社が選任した株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」という。）及び特別委員会が独自の第三者算定機関として選任したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「DTFA」という。）のそれぞれによるDCF法に基づく各算定結果のレンジの範囲内にあること、取引条件に関する協議・交渉が特別委員会の実質的関与のもとで行われ、本公開買付けの開始予定の公表前の市場価格や過去の類似事例に照らしても一定のプレミアムが付された価格で最終合意に至っていること等を踏まえると、本取引の取引条件は公正・妥当であると意見を述べた。しかし、その後、上記のとおり、2025年度定時株主総会における当社の経営体制の大幅な変更とともに、本大株主が本公開買付けに対し応募する意向がない旨を明らかにした結果、現時点においては、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本取引の取引条件は公正・妥当であるとの意見を差し控えるのが妥当と考える。

（３）本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性について

原答申書の提出から現時点までに当委員会の意見を変更するに足る事情は認められず、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であると考ええる。

（４）本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手続に係る決定を含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるかについて

原答申書においては、本取引を行うこと（当社取締役会が賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は当社の少数株主にとって不利益なものではないと意見を述べた。しかし、その後、上記のとおり、2025年度定時株主総会における当社の経営体制の大幅な変更とともに、本大株主が本公開買付けに対し応募する意向がない旨を明らかにした結果、現時点においては、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものではないとの意見を差し控えるのが妥当と考える。

（５）上記（１）乃至（４）を踏まえ、当社取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非について

原答申書においては、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると意見を述べた。しかし、その後、上記のとおり、2025年度定時株主総会における当社の経営体制の大幅な変更とともに、本大株主が本公開買付けに対し応募する意向がない旨を明らかにした結果、現時点においては、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、当社取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することはいずれも差し控えるのが妥当と考える。

３．今後の見通し

以上のとおり、当社は、当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、原意見表明に係る意見の内容について、本日開催の取締役会において、当社が設置した本特別委員会の答申の内容を最大限に尊重して、原意見表明を変更し、本公開買付けが成立しないことが合理的に見込まれ、本公開買付けについて意見を述べる前提を欠くことから、本公開買付けが開始された場合には、当社取締役会が、本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること、及び当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することを、いずれも撤回し、差し控えること（再意見表明）を決議いたしました。

今後、公開買付者が、本公開買付けを開始した場合には、当社は、再意見表明と同内容の意見表明を行う予定です。

以 上